

# 事例に学ぶ自治体防災

新潟地震、東京五輪の年に発生

## 一律保険料の地震保険誕生

山梨大学地域防災・マネジメント研究センター長 鈴木 猛康



1964年6月16日新潟沖の海底を震源とするM7.5の新潟地震が発生しました。東京オリンピックの開催される年ということもあり、家庭で普及し始めていましたカラーテレビを通して、多くの国民が地震による被災地の惨状を初めて見るようになりました。信濃川左岸の県営川岸町アパートがゆっくりと倒れる映像を、私は今でも鮮明に覚えています（写真）。新潟地震が世界を驚かせたのは、砂地盤の液状化現象による多くの建物の損壊でした。この地震を契機として、わが国の地震保険制度が創設されることとなりました。本稿では新潟地震より、地震保険に関する法律制定の経緯を紹介しながら、わが国の地震保険制度について学びたいと思います。



液状化による県営川岸町アパートの転倒、傾斜

早期創設の必要性を訴えました。

地震保険が誕生した66年当時、日本の地震リスクの高さと国力の規模を鑑み、再保険を引き受ける保険会社などありませんでした。再保険とは、リスクの分散・平均化のため、保険会社が引き受けた保険金額の一部ないし全額を、他の保険会社や政府に引き受けてもらうことを言います。日本の保険会社が地震保険という巨大なリスクを引き受けるというのは、余りにも無謀です。そこで、田中蔵相の命を受けた大蔵省は、日本国政府が再保険を引き受けることを決断しました。

たまたま新潟地震発生当時、衆議院大蔵委員会で保険業法の一部が改正する法律案が審査中でした。地震発生3日後に保険業法改正法案を可決するに当たり、災害保険制度創設に向けた付帯決議が行われました。その後、田中蔵相の諮問を受けた保険審議会が、地震保険制度の検討結果をとりまとめ、翌年4月に大蔵大臣に答申しました。この答申に沿って、政府、損害保険業界ともに準備を始め、66年5月18日「地震保険に関する法律」

### 田中角栄蔵相が創設に一役

1964年新潟地震では26人が犠牲となり、全壊家屋1960棟、半壊家屋6640棟、浸水家屋1万5298棟の被害が発生しました。浸水家屋の数が多いのは、液状化により地表に大量の水が湧き出し、さらに沿岸部で津波の襲来を受けたからです。

新潟出身の衆議院議員だった田中角栄氏は、当時44才ながら大蔵大臣の要職に就いていました。田中氏は地震発生直後に被災地を視察し、被災地の惨状を目の当たりにしました。そして地震被害を補償する保険制度が無いことを問題視し、損害保険会社に対して被災者への見舞金を要請するとともに、損害保険会社だけでなく政府も保険金の支払いを保証する法律に基づいた災害保険制度の

および「地震再保険特別会計法」が公布、施行され、同年6月1日に関係政令や関係省令もそれぞれ公布、施行されて、同日各損害保険会社により地震保険が発売されました。政府保証による公的な地震保険制度設立では、わが国はニュージーランドの94年、米国の96年より約30年早く、地震保険先進国といえます。

地震保険の発足当初、保険の契約限度額は建物が90万円、家財が60万円、しかも火災保険の契約金額の30%が上限で、全損の場合のみの補償となっていました。普通の火災保険には付けることができず、当時の住宅総合保険または店舗総合保険（併用住宅の場合）に強制的に付ける形でのみ契約できるという制約が付きましました。

### 巨額支払いリスクに政府の再保険

地震保険は、取扱保険会社が異なっても、補償内容、保険料ともに一律です。損保会社が破たんしても、地震保険契約により支払われる保険金が影響を受けることはありません。また、保険会社の利益はありません。

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する地震災害専用の保険です。地震保険の対象は居住用の建物と家財です。火災保険では地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されません。地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立っています。しかしながら想定外に巨額の保険金支払いが生じても保険金は確実に支払われるべきです。そのため、個々の契約には種々の制限が設けられています。

地震保険の対象は居住用建物・生活用家財に限られます。事業用の建物や什器備品、現金や有価証券等、あるいは30万円を超える貴金属や宝石、骨とう品などのぜいたく品は保険金支払いの対象

表 保険金額1000円当たりの年間保険料（円）

| 都道府県  | 構造区分 |       |
|---|------|-------|
|   | 耐火構造 | 非耐火構造 |
| 岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、富山、石川、福井、鳥取、島根、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島 | 0.50 | 1.00  |
| 北海道、青森、宮城、新潟、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、大分、宮崎、沖縄       | 0.65 | 1.27  |
| 香川  | 0.65 | 1.56  |
| 茨城、山梨、愛媛  | 0.91 | 1.88  |
| 埼玉、大阪   | 1.05 | 1.88  |
| 徳島、高知   | 0.91 | 2.15  |
| 千葉、愛知、三重、和歌山  | 1.69 | 3.06  |
| 東京、神奈川、静岡   | 1.69 | 3.13  |

外です。設定できる地震保険金額についても、火災保険金額の30～50%の範囲内かつ建物は5000万円、家財は1000万円までが上限となります。

### 自治体は「地震保険は大切な自助」とPRを

地震保険料は、文部科学省の地震調査研究推進本部が作成する「確率論的地震動予測地図」を基礎として算出されます。地震保険の保険料は都道府県、建物の構造という2つの要素に、建物の築年数や耐震性ごとに一定の割引が適用される仕組みになっています。都道府県については、地震が発生する危険性に加え、地震発生時の被害の大きさなどを考慮し、表に示すようにリスクの高い地域ほど保険料が高くなっています。また建物の構造については、木造（非耐火構造）の建物と、鉄骨・コンクリート造（耐火構造）の建物で保険料が異なり、木造の方が高く設定されています。

東日本大震災では約78万件、1兆2000億円を超える保険金が支払われ、被災者の生活を支えました。住宅ローンが残っているため、新たにローンを組まなければならない二重ローンは、被災者の再建にとって大きな障害となります。被災者生活再建支援金は、最大でも300万円です。災害援護資金の貸付額も最大で350万円です。被災者生活再建にとって、地震保険は住民の自助として大きな役割を果たします。自治体の災害対策として、家具の転倒防止と同様に、地震保険への加入を積極的にPRしていただきたい。